

# 条例改正に伴う新旧対照表

平成28年

奈良市議会9月定例会

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

新旧対照表

現行	改正案																																				
<p>(個人番号の利用に係る事務)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務並びに市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。</p> <p>3・4 略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関</th> <th style="width: 90%;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 市長</td> <td>在宅の要介護者に対する紙おむつ等の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>11 教育委員会</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>12 教育委員会</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関</th> <th style="width: 30%;">事務</th> <th style="width: 60%;">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	略		10 市長	在宅の要介護者に対する紙おむつ等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	11 教育委員会	略	12 教育委員会	略	機関	事務	特定個人情報	略			<p>(個人番号の利用に係る事務)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務並びに市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。</p> <p>3・4 略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関</th> <th style="width: 90%;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 市長</td> <td>在宅の要介護者に対する紙おむつ等の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>11 市長</td> <td>特定不妊治療を受けた夫婦に対する治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>12 市長</td> <td>一般不妊治療等を受けた夫婦に対する治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>13 教育委員会</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>14 教育委員会</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関</th> <th style="width: 30%;">事務</th> <th style="width: 60%;">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	略		10 市長	在宅の要介護者に対する紙おむつ等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	11 市長	特定不妊治療を受けた夫婦に対する治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	12 市長	一般不妊治療等を受けた夫婦に対する治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	13 教育委員会	略	14 教育委員会	略	機関	事務	特定個人情報	略		
機関	事務																																				
略																																					
10 市長	在宅の要介護者に対する紙おむつ等の支給に関する事務であって規則で定めるもの																																				
11 教育委員会	略																																				
12 教育委員会	略																																				
機関	事務	特定個人情報																																			
略																																					
機関	事務																																				
略																																					
10 市長	在宅の要介護者に対する紙おむつ等の支給に関する事務であって規則で定めるもの																																				
11 市長	特定不妊治療を受けた夫婦に対する治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの																																				
12 市長	一般不妊治療等を受けた夫婦に対する治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの																																				
13 教育委員会	略																																				
14 教育委員会	略																																				
機関	事務	特定個人情報																																			
略																																					

現行			改正案		
11	市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	11	市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
			12	市長	特定不妊治療を受けた夫婦に対する治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
			13	市長	一般不妊治療等を受けた夫婦に対する治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

## 奈良市常勤の監査委員及び公営企業の管理者の退職手当の特例に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(常勤の監査委員及び公営企業の管理者の退職手当の特例)</p> <p>第2条 <u>平成24年7月1日</u>において常勤の監査委員及び公営企業の管理者の職にあった者の同日を含む任期に係る退職手当は、奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例（平成4年奈良市条例第2号）第7条及び奈良市公営企業管理者の給与に関する条例（昭和41年奈良市条例第29号）第6条の規定にかかわらず、これを支給しない。</p>	<p>(常勤の監査委員及び公営企業の管理者の退職手当の特例)</p> <p>第2条 <u>平成28年7月1日</u>において常勤の監査委員及び公営企業の管理者の職にあった者の同日を含む任期に係る退職手当は、奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例（平成4年奈良市条例第2号）第7条及び奈良市公営企業管理者の給与に関する条例（昭和41年奈良市条例第29号）第6条の規定にかかわらず、これを支給しない。</p>

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例 新旧対照表

現行			改正案		
<p>地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に掲げる個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該寄附金の支出の期間を別表のとおり定める。</p>			<p>地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に掲げる個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該寄附金の支出の期間を別表のとおり定める。</p>		
別表			別表		
名称	主たる事務所の所在地	控除対象となる寄附金の支出の期間	名称	主たる事務所の所在地	控除対象となる寄附金の支出の期間
略			略		
特定非営利活動法人奈良クラブ	略	略	特定非営利活動法人奈良クラブ	略	略
			特定非営利活動法人チョウタリィの会	奈良市あやめ池南五丁目1番1号	平成28年1月1日から平成33年9月30日まで